

## 告 示

埼玉県告示第九百五十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十五年七月五日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 届出の概要等

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

日進ハム上尾ビル

埼玉県上尾市大字平塚二千五百十八 一外

#### ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 高橋恵三

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十

株式会社マツモトキヨシ 代表取締役 松本和那

千葉県松戸市小金四十四番地

株式会社タケヤ 代表取締役 岸澤昭

東京都青梅市野上町三丁目一番一号

株式会社三喜 代表取締役 八木下眞司

千葉県柏市中央町二番八号

株式会社三和縫製企画 代表取締役 和田吉門

神奈川県小田原市栄町二丁目十二番八号

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 上田眞

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号

株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈

広島県東広島市西条町大字吉行字向一番地の六十

株式会社三喜 代表取締役 八木下眞司

千葉県柏市中央町二番八号

株式会社でんきち 代表取締役 宮博

埼玉県さいたま市中央区上落合二丁目三番四号

八 変更年月日

平成二十三年八月三十一日外

二 届出年月日

平成二十五年六月二十五日

二 縦覧期間

平成二十五年七月五日から平成二十五年十一月五日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県中央地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十五年七月五日から平成二十五年十一月五日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課